

# 『通信』II 第五号

## 目次

ごあいさつ	1
2017年秋季例会	1-7
2018年春季例会	7-10
問い合わせ先・連絡事項	11

## ごあいさつ

『通信』II、第五号をお届けします。今回は、2017年秋季例会および2018年春季例会の模様をお伝えします。

なお、本誌に掲載しております報告者の所属は報告時のもの、執筆者の所属は『通信II』第五号発行時のものです。

## 2017年秋季例会報告

2017年11月19日(日)に青山学院大学渋谷キャンパス(総研ビル8階 第10会議室)にて、2017年秋季例会が開催されました。

第一部は、「ジェンダー部会：比較教育社会史におけるジェンダー再考3 —ジェンダーと職業教育」が、北村陽子氏(愛知工業大学)の司会のもと行われました。畠山禎氏(北里大学)が「帝政末期ロシアにおける女子職業教育機関生徒の進路とジェンダー」、杉原薫氏(鹿児島大学)が「前世紀転換期ドイツ・ベルリンにおける女性社会福祉職の養成と進路」というテーマで報告されました。



第二部では、新規テーマとして「医療と教育」セッションの第一回研究会が、三時眞貴子（広島大学）の司会のもと行われました。増田圭佑氏（広島大学（院））が「20世紀初頭口ンドンにおける学校医療サービスの展開」、七木田文彦氏（埼玉大学）が「経験と分断された身体の方—健康をめぐる近代的身体の一断面」というテーマで報告され、コメンテータとして高林陽展氏（立教大学）が登壇されました。

詳細は以下の報告の通りです。ご参照ください。

### 「ジェンダー部会」セッション参加記

三時眞貴子（広島大学）

比較教育社会史研究会 2017 年秋季例会プログラムにおいて、「ジェンダー部会」セッション第 3 弾となる「比較教育社会史におけるジェンダー再考 3 —ジェンダーと職業教育」が開かれた。部会担当である北村陽子氏の「ジェンダーは突出して重要な分析概念ではなく、いくつかある重要な分析概念のひとつであることを留意したうえで、そのことばがもつ意味を過剰にも過小にも評価しないようにする必要がある」という趣旨説明に賛同しながら、この部会での議論に参加した。以下、報告の概要と報告とその後の議論を受けて考えたことについて述べる。

まず畠山禎氏は先行研究が示す「学校教育はイデオロギーとして性役割環を形成・伝達するとともに、性別分業に適した人材を輩出し、社会的に配分する機能を果たした（木村涼子編 2009）」という主張をもとに、職業教育ではどのようなジェンダー差異を構築しようとしたのか、職業教育はこの文脈でどのような人材を供給したのか、そしてそのことがロシアの社会にどのような影響を及ぼしたのか、という課題を設定し、「帝政期末ロシアにおける女子職業機関生徒の進路とジェンダー」というテーマで報告した。

畠山氏は、本国ロシアにおいては女子職業教育史の研究が行われつつあるが、教育社会史やジェンダー史の研究手法がほとんど採用されていないこと、テーマ選択に偏りがあることを指摘したうえで、幾つかの先行研究において、女子職業教育の領域では、医療関係の職業で専門的職業人として生きることを選択する女性たちの姿が描かれてはいるが、基本的には家庭重視のイデオロギー、とりわけ結婚や主婦になることが前提の教育が行われたとされていると整理した。そのうえで、1880 年以降、とりわけ民衆初等後教育の領域で拡張した男子・女子職業教育の詳細について述べ、卒業生の進路についてジェンダーの視点から分析した。結果、男子は金工教育が主流、女子は手芸教育が中心であり、男子の場合はロシア帝国の統治機構、企業の中・下級要員を広く供給し、卒業生の社会的上昇と結びつく一方で、女子の場合は、職業教育を足がかりとした社会的上昇の可能性は小さく、社会との関わりという点において女子と男子では職業教育の意味は異なっていたことを指摘した。さらに女子の場合は、縫製・仕立て工房の職工となると、結婚や家庭生活との両立が困難であったことから、卒業生は工房を避け、低賃金ながらも自宅で裁縫仕事を請け負う形で働くことを選択する女性が多かったこと、すなわち女性に対しては、構造的に保護者や被扶養者の存在を前提にした賃金・就労体系であったことが示された。畠山氏は、以上述べてきたように帝政期ロシアの民衆教育における女子職業教育は、社会・家庭における従来の性別役割分業、男性に対する女性の従属的地位を再確認するものであったとひとまず結論付けたうえで、しかしながら現実的には手芸教員としての就職などでそうした枠組みを崩す動きも見られたことを指摘した。そして親や生徒が生存のため、あるいは社会的上昇のために、自分たちなりに学校を利用したことを改めて論じ、生存戦略としての職業教育の姿があったことを示唆した。最後に幾つかの課題を出したが、そのなかで初職とその後の就職の変遷等、ライフサイクルのなかでの職業教育の意味を探ることや職業教育におけるエスニシティ・階層・ジェンダーとの関係性を考えていくことを提示した。

続いて、杉原薫氏が社会福祉職を事例として前世紀転換期ドイツにおける女子の職業教育とその後の就労について検討することを目的に、「前世紀転換期ドイツ・ベルリンにおける女性社会福祉職の養成と進路―「ベルリン女子社会事業学校」に焦点を当てて―」というテーマで報告した。

ドイツでは「家庭や社会生活における責任範囲」への手ほどきが女性に大事だという思想に基づき、1908年に「高等女学校規定」が制定され女子職業学校が設立されるに至り、とりわけ1910年頃からの10年間の間に、女性社会福祉職への需要の高まりとともに、女性向けの福祉の専門教育機関が各地に次々に設立されたこと、結果、1919年までに非宗派団体による機関が8校、特定宗派団体による機関が12校、公的機関によるものが6校創設されたことを指摘し、その非宗派団体による機関の一つであるベルリン女子社会事業学校（1908年開設）を取り上げて具体的にみていくことが説明された。以下その内容を記す。

この学校は比較的裕福な市民層の娘を対象としており、高等女学校の卒業資格、あるいはそれと同等の専門教育終了資格を提供する下級課程と、家政や教育学、社会事業の専門教育修了資格を出す上級課程を持っていた。下級課程も上級課程も経済学、政治学、教育学、衛生学、貧困や社会事業に関する歴史や課題等の講義を提供するなど、科学性に基づく理論教育を重視している一方で、下級課程では手工芸、手仕事、家庭内の仕事（料理、掃除、育児方法等）を、上級課程では簿記や速記など、技術的な教育も行われていた。

杉原氏はこうしたベルリン社会事業学校の実態を示した上で、アリス・ザロモンの見解や、就職先のひとつである「ドイツ児童保護センター」の活動から、同校の職業教育が、ある程度、社会事業関係の就労に結びついていた一方で、女子学生自身の目的は職業教育あるいは職業に向けた専門教育を受けることになかったこと、従ってこの学校がいわゆる「お嬢さん学校」としての役割を果たしていたと主張した。すなわち、就労といっても、有給職とは限らず、むしろ数の上では無給のボランティアスタッフとして活動した学生の方が多かったことから、同校の職業教育が社会事業関連の専門職者の養成に全面的には繋がっていなかったと指摘し、ボランティア養成の機能を果たしたと言えるのではないかと論じた。

一方で、数は少ないながらも社会福祉関連の施設や民間団体に有給職として就職した学生たちが得た賃金は極めて安く、こうした状況が第一次世界大戦をきっかけとする公的機関における女性社会福祉職への需要増大を受けて変容し、社会福祉職の養成の機能が強められていく歴史的流れも示しつつ、女性たちがこの時期、何のためにこの社会福祉関係の専門教育を受けたのかを今後、さらに詳細に検討して行く必要性について述べた。

以上の二つの報告に対してフロアからは活発な意見・質問が出された。それをもとに、考えたことについて述べる。

まず一つ目は、女性のライフコースと教育の問題である。フロアからはロシアの女子職業教育について、たとえば女子に行われた職業教育の中心であった裁縫等の手芸教育が、家庭での妻・母役割と結びついていたように見えるのは、学校で教えられたからというよりも、そもそも社会で女性が就く仕事がそうになっているからであり、結びつくのは必然なのではないかという質問が出た。報告者もこれに賛同しつつ、一方でこの時点ではまだ「家政」という科目は入ってきておらず、その後ドイツから導入されることにはなるが、こうした動向も含めて、女性のライフコースの問題として見て行く必要性が指摘された。これはおそらく看護、教育、福祉職も同様であるし、男性のライフコースの問題ともパラレルに存在する問題だと思われる。一度就職したとしても、失業や様々な理由で転職することが特別ではない状況の中で、職業教育もまた、人生で一度だけ受けるものという理解を変えていく必要があるだろう。生存戦略のため、よりよく生きるために、当初教育としての職業教育を受けた女性・男性たちがその後の人生を歩む中で、どのような「職業教育」の機会を得ることができたのかを問うことが重要ではないか。一方で、実は、その枠組みそのものが実態と合致していない可能性もある。すなわちそもそも就職のために職業教育が必要だという考え方が実際には機能しない机上の空論だと捉えた方がいいのかもしれない。こうした課題について、学校という枠組みを超えて展開される職業に関する学びの場を見ることで考えていく必要があるのではないかと感じた。

もう一つは社会福祉職をどう理解すればいいのか、という点である。杉原氏が説得的に論じたように、ドイツにおける初期の社会福祉職は専門的職業というよりも、伝統的なチャリティの文脈につながる富裕な女性たちが咎められることなく関わることのできる社会的な活動としての側面が強かった。このことを考えると社会福祉職への需要の高まりは、貧困層や生きることに困難を抱える人々が国家や社会の発展の妨げになるという理解が増大したこと、すなわち国民国家の論理だけではなく、チャリティを担っていた富裕な女性たちの社会的な生活そのものが変容したことや、ヒュー・カニンガムが論じた「子ども保護」＝「家庭・養育主体の改善」の文脈が絡み合っただけで生じた状況のように思われる。こう考えると、社会福祉職は、国家にとって、富裕な女性たちにとって、被支援者である子どもやその親にとって、それぞれ全く別の意味を持つのではない。あるいは社会福祉職に就いた女性自身もさまざまな文脈で自らの職を位置づけていたとすれば、この社会福祉職の需要が高まる一方で、職としての地位・給与がなかなか高まらない状況を理解するためには、そうした多層の文脈を丁寧に紐解いていくことが重要だと感じた。一方で現代に至るまで、社会福祉職がボランティアと専門職の狭間に居続けている状況を、さまざまな側面を持つことから当然とみなすのか、それとも多義性を孕みながらも確固とした地位を持たせるための改革が必要な状態とみなすのかも考えていく必要があると思われる。というのも、上記に述べた女性のライフコースという視点を超えて、社会の中にこの社会福祉職を位置付けた時に、福祉という領域そのものが持つ、矛盾や葛藤、複雑さをまさに体現するものとしてこの職があるように思われるからである。社会福祉職の研究はつまり、教育と絡み合う福祉領域を今後、どのように位置付けていくのかという非常に重要かつ難しい問題を映し出す極めて重要なものであると感じた。

### 「医療と教育」セッション趣旨

三時眞貴子（広島大学）

本セッションは、これまで共同研究で追求してきた「生存」と教育という視座を踏まえ、「医療」と「教育」が交錯する領域を「生存」のための教育という観点から読み解くとすれば、どのような可能性・方向性・論点があるのかを議論することを目的としている。

19世紀末からヨーロッパを中心に、H. ヘンドリックがいうところの「子ども研究」、すなわち子どもの身体や置かれた状況などの調査・議論が盛んに行われるようになる動きがみられた。この動きと連動して、20世紀初頭にはさまざまな国で子どもの身体や精神に関して「医療」的国家介入が行われたが、教育機関がその一つの「現場」として、保健と福祉といった近接領域と関連しながら政策の対象になっていったことも指摘されている。岩下誠が『福祉国家と教育』で整理したように、こうした20世紀初頭の子どもに対する医療的関心の高まりに注目する研究は、子ども史研究の新しい潮流からも高い関心が向けられている。すなわち従来の先行研究が示してきた子ども史研究の「断絶説」（17世紀を子ども期の誕生時期としてみなす研究）と「連続説」（中世から19世紀まで子ども期の偏在を主張する研究）双方に対して「19世紀末から20世紀初頭の「現代の子ども期」の社会的構築を子ども史上の画期とするという論点のシフトがなされ、新たな定説としてのコンセンサスを得るようになった」というのである。

とはいうものの、歴史上、「子ども期」に関してどの時代が「画期」であったのかについては、ここでは問題にしない。ここで重要なのは、19世紀末から20世紀にかけて、国策レベルで国民（兵士・子ども・母体など）の身体・健康が関心を集め、その結果、「医療」が教育現場に積極的に導入されていったことを、「人が生きることの仕組み」という視点から見たときに、どのように捉えることができるかということである。

そのため対象を「子ども」に限定しないし、教育現場も「学校」に限定しない。さらにいえば、「医療」と「教育」が交錯する現場の「普遍的」な課題を探ることを目的とするのではない

し、逆に当該の社会状況に基づいた文脈で見出される「歴史的」な課題をあぶり出すことに注力するのでもない。本セッションが目指すのは、「医療」と「教育」が織りなす磁場で何が起こっていたのかを丁寧に跡づけることで、「医療と教育」が交わる現場において、「生きる」ためにどのような仕組みを作り出し（あるいは作り出され）たのか、人々がどのような意図・理由・思い・葛藤を抱えてその仕組みが形成される過程に関わっていたのかを浮かび上がらせることである。

このように対象を「歴史事象から「課題」を抽出する」ための素材としてみるのではなく、「生きることの仕組み」として捉えようとしたのは、この方法によって「医療」と「教育」が交錯した領域そのものを検討することができるのではないかと考えたからである。研究者の持つ問題意識を通して歴史を叙述することを完全に放棄することはできない。しかしながら、そこに何か課題があるはずだという前提に基づいて、それを探す、あるいは掘り出すという方法では、歴史事象をそのままに理解することをさらに難しくさせるのではないかと思う。結果的にその仕組みが持つ課題を提示することになることもあるだろうが、しかしそこを目的にはせず、「教育」が「生きること」に果たした役割、すなわち「私たちが生きるために教育がどのように捉えられ、用いられたのか」、あるいは「私たちが生きることと教育がどのような関係にあったのか」という「生存」と教育をめぐる問題をまずは考えたいということである。（この視点は、大門正克らが提唱する「生存の歴史学」と、伊東剛史、後藤はる美編『痛みと感情のイギリス史』東京外国語大学出版会、2017年所収の伊東剛史、後藤はる美「痛みと感情の歴史学」で展開された「歴史に「据え置く」」という方法論に刺激を受けたものである。）

本セッションでは主たる対象として19世紀末から20世紀半ばまでの時代を想定している。そのため歴史的背景として欠かすことのできないものとして、20世紀初頭から第二次世界大戦にかけて展開される優生学思想の普及やその政策への応用、精神衛生学や心理学の研究・調査と理論や調査方法の国際的な普及、教師や学問を中心とする旧教育への批判から運動として展開する児童中心主義の思想とその展開、国民国家形成の論理やナショナリズムと家族政策、二つの世界大戦とその余波といった思想的・制度的・政策的な動きや現象をどのように整理し、位置付けていくかも重要な課題となる。

もう一つの重要な課題は「医療」をどのように理解するかという点である。「医療」と「医学」はどのように違うのか、医療と衛生学をどのような関係のものとして理解するのか、精神衛生学、心理学、栄養学、生理学など「医療」と密接に関係する諸学問の整理も必要となるだろう。こうした課題を念頭に置きながら議論できればと思っている。

この点に関わって、「医療」を介しての国家介入がどのような論理で展開されたのか、またどのような「公共性」あるいは「正当性」を担保されたのかも、個別の事象によって異なることを前提にした上で、全体を通して整理したい点である。「医療」を通しての国家介入が何の批判や反対を受けなかった訳ではないだろう。しかしながら「医療」が「科学的知見」に基づいているとされたこと、人々の「苦痛」や「困難」を取り除くことが目指されているとされたことで、「公共性」を持つものとして「正当性」を得やすかった可能性もある。一方で、「医療」はまた、個々人のレベルでは人々の生存を支える重要な手段であったろうが、それがどの程度の人までをカバーし得たのかは、時代や社会によってかなり異なるものでもあったことが予想される。

以上の点を踏まえつつ、本セッションが念頭に置いている対象とする「医療」と「教育」が交錯する磁場として、以下の三つを現段階ではとりあえず念頭に置いている。

(1) 学校保健（学校における医療の導入や学校児童の医療・保健との関わり、医療や福祉の専門職化）

(2) 分類と医療（スクリーニング、分類・選別と教育機関・施設への振り分け、発達や非行の分類、心理学者や精神衛生学の実践と理論形成）

(3) 家族生活と医療（感染症、家族計画、優生政策と家族）

これら三つは相互に関連するものであると思われる。これらの関係性は時代や社会によってかなり異なると思われるので、それぞれの個々の研究の中で整理していきたい。

以上が大まかであるが、本セッションの方向性である。まだ始まったばかりなので、「医療」と「教育」に関心を持つ人たちと議論する中で論点を整理していけたらと考えている。

## 第二部「教育と医療」セッションに出席して

内山由理（独立研究者）

当セッションは立ち上がったばかりであるが、すでに教育と医療というテーマは当研究会ではなじみが深い。『身体と医療の教育社会史』（昭和堂 2003年）は身体教育、医の制度化、医者の世界という側面から、国家・社会の体制、制度化、専門職を試みている。無論、これらは当セッションにおいても重要な論点である。他方、座長の三時氏によれば当セッションは近著『教育支援と排除の比較社会史』（昭和堂 2016年）から新たな着想を得たもので、医療と福祉、教育のつながりから新たな研究課題の探求を目指すという意気込みを示した。筆者はかつて若手部会で交わされた、生にかかわる現場をめぐる白熱した議論を思い出し、その終わらぬ議論と現代的課題が新たなセッションの立ち上げにつながったのだと理解している。筆者としてはそれをある意味当然と思うし、また歓迎する気持ちである。

そこで記念すべき第一回目の報告者、コメンテータは若手を起用した興味深いセッションとなった。まず七木田氏は1930年代から第二次大戦終結までの日本の学校における健康教育運動を取り上げ、教科による健康教育の導入の過程について述べた。西洋の医科学・疫学を取り入れた日本の近代化を背景に、教育界では学校に健康教育を取り入れる運動が生起した。運動の対象は病児から一般児童へと広げ、文部省は予防と健康概念の理論の教授と実践を組み合わせた教科、「体育」と「学校衛生」を設置した。さらに医師、看護婦ら医療専門職集団は学校組織に連結し、学校の主たる担い手である学級担任のリードを以ってして、健康を全国民生活に取り入れる戦略が完成した。その内容は戦時下を経て軍人となるための身体の訓練から、健康生活を建設する態度の訓練へと変化した。しかしこの方針は第二次大戦の敗戦によって旋回する。戦前の健康教育との断裂を目的として誕生した「保健科」は訓練ではなく知識教授をメインとした。さらに「保健科」は身体運動を行う「体育」と接続せず、今日の学校の健康教育には実践が著しく欠けた状態になっていると分析した。

続く第二報告者の増田氏は、20世紀初頭のロンドンの教育委員会が行った歯科衛生事業の導入を取り上げた。先の報告と関連付ければ予防と健康のための実践の一つとして歯科衛生事業はもっとも具体的であろう。20世紀初頭のイギリスでは兵士の体格と国力の増強が求められ、1910年ごろのロンドンの教育委員会は児童の健康増進のための様々な学校医療サービスを展開した。歯科衛生事業も未だ実験的な取り組みであった。教育委員会は歯科医や看護婦との連携、歯科治療センターの創設を急ぎ、ロンドンの数十万人の児童の歯科検診と治療の体制を整えようとした。一方、学校側から家族へ向けた日常的な歯磨き指導が始まった。学校看護婦に加えて各学校の教師には歯科の衛生指導と監督の責務が与えられた。しかしこれは単に子供や親に歯磨きの大事さを伝えるものではなかった。定期検診によって治療が必要となった場合、児童の親は治療を請求され、拒絶すれば罰せられる。導入された当初の歯科衛生事業が児童の虫歯の「予防」を行う生活を家族に強いるものであった。

上記の報告を受け、コメンテータの高林氏は両報告の共通事項として、戦争のための国民の身体の増強ないし労働力の向上が求められた社会背景があったこと、また病気の完治の難しかった当時の医療界が「予防」のための「衛生」を学校現場にもちこんだことを指摘した。フロアからは同時期のフランスでも伝染病への対策から健康管理が始まり、次第に耳鼻の洗浄など「予防」を主とする指導や治療へ移行したという意見があった。他方、日本とイギリスでは「予防」や「衛生」の目的や方法は異なるのではないかと、イギリスの学校医は労働者の労働力の向上、日本では兵士の体力の向上を目指していたのではないかと意見もあった。

さらに高林氏は報告者に対して①医療専門職者集団の既得権の状況や、②生徒や家族、地域の受容について質問をした。まず①について、増田氏は当時のイギリスでは新たに任命された学校に従事する医師と、長い歴史を持つ救貧法の医師との間での既得権の問題が浮上したことを指摘した。しかし七木田氏は日本では医療界から文科省の傘下に自ら入り新たなポジションを見出した医療専門職の存在をあげた。たとえば学校看護婦は戦後の養護教員として再誕生し、「保健科」の枠組みにあえてアプローチしたと述べた。このような両者の回答について、イギリスの学校ソーシャルワーク史を研究する立場から筆者は以下に補足したい。すなわち学校に従事する医療専門職者は、医療界では新しい職種であり弱い立場であった。そこで彼らは学校とつながることで学校医療の専門職としてのテリトリーを確保し、彼らの職務上のアイデンティティや既得権の問題を収めた。しかし日本とイギリスでは彼らの制度的な位置づけは少し異なる。イギリスでは学校組織の外部の専門職者として配置し、学校には彼らと接続するための委員会を設置した。これに対し日本ではたとえば養護教諭のように新たな教職員として彼らを配置し、教師が生徒と家族を「丸がかえ」する独自の学校文化が構築されたことが指摘できる。両報告において教師が子供の身体状況を把握する重要な役割をもつことは共通しているが、このような制度上の違いが現場にどのような違いを生むのか、もう少し踏み込んだ議論を期待する。

次にコメンテータの②の質問である受け手の受容について、増田氏はイギリスで歯科衛生事業は治療費の支払いをめぐり、一部では教師や看護婦が家族と対立することがあったと述べた。一方、七木田氏は病児のための安価な林間学校や養護施設はむしろ親から求められた一面を指摘した。これを受けてフロアからは人々の受容のあり方は、身体化に加えて内面化の双方から考える必要があるという声があった。また高林氏は精神医療史の立場から、「衛生」や「健康」概念を受容し実践する人々の心性について指摘した。氏は19世紀のイギリスでガラス製水銀体温計を日常で活用しはじめた一般の人々の事例、一伝染病の蔓延を危惧した校長が大量に体温計を購入した事例や体温計を常用する女性が自らの体温の上昇に不安を覚える事例を紹介しながら、新たな医療（体温計で患者の健康状態を確認すること）が与える人々の心理的な影響—この場合は病気を恐れる心—が人々の様々な感情や行為を生み出すことを指摘し、そのような日常的な実践こそ、専門医や為政者の意図を超えた人々の「健康であること」への心性の一端をあらわしていると述べた。

受け手の受容についてはこれまでも当研究会でしばしば議論されたテーマである。筆者は従来の為政者と被支配者、階級、ジェンダーなどのアプローチに加え、高林氏がコメントで述べた人々の心性に迫るアプローチもまた有効であるように思われる。その場合、より人々の感覚や生活に根ざした細やかで多角的な視点が求められる。今後の当セッションの積極的な研究展開を期待したい。

## 2018年春季例会報告

2018年3月24日(土)に青山学院大学渋谷キャンパス(総研ビル8階 第10会議室)にて、2018年春季例会が開催されました。